

令和5年度 災害備蓄品（食料）の交付について（ご案内）

1. 目的（概要）

出水期に備えた分散備蓄及びローリングストックの推進並びにこれらを通じた自主防災活動の活性化を目的として、市が所有する災害備蓄品（食料）の一部を交付します。

出水期の備蓄や炊き出し訓練などに活用してください。



2. 交付する災害備蓄品の種類及び数量の範囲

今年度中に消費期限が残り1年未満となる災害備蓄品を対象とし、次の品目及び種類別総交付限度数の範囲で交付します。

- (1) アルファ化米（わかめ御飯） 消費期限：令和6年7月 種類別総交付限度数：1,200食
- (2) アルファ化米（白粥） 消費期限：令和6年7月 種類別総交付限度数：600食



一斉申請の受付期間は終了しましたが、随時受付しています。

3. 交付申請

- (1) 受付期間 ~~令和5年4月10日（月）～5月10日（水）~~
- (2) 申請方法 災害備蓄品交付申請書（別記第1号様式）を市担当窓口へ提出
※郵送、ファックス、メール、持参のいずれか
- (3) その他 申請数が種類別総交付限度数を下回る場合は、受付期間後も申請を受け付けます。（受付は先着順とし、基本的な考え方は受付期間内の場合と同様です。）
※**残余状況は市担当窓口までお問い合わせください。**

4. 組織ごとに交付する種類及び数量の決定方法

- (1) 「構成世帯数」又は「50食」のうちいずれか少ない数量を組織別交付限度数とします。申請合計数が組織別交付限度数を上回らない範囲で、種類別の数量を申請してください。
- (2) 種類別総交付限度数を上回る場合は、調整して配分します。
- (3) 上記(2)の配分により種類別申請数を下回る場合は、希望により、他の種類の残余数で不足分を補填します。（交付数が申請数を下回る場合があります）

5. 交付手続

決定を受けた自主防災組織は、市担当窓口で災害備蓄品を受け取ってください。その際、市が送付した災害備蓄品交付決定通知書（別記第2号様式）を提示するとともに、災害備蓄品受領書（別記第3号様式）を提出してください。

6. 交付条件

災害備蓄品の交付を受けた自主防災組織は、次のとおり災害備蓄品を活用してください。

(1) 交付日から水害リスクの高い今年度10月末までの期間（以下「備蓄期間」という。）は、災害発生時に備えて所管する倉庫等に保管すること。

(2) 災害発生時は、必要に応じて地域の自主防災活動で消費すること。

(3) 備蓄期間終了後は、防災訓練や防災研修会等において消費期限までに消費すること。

(4) 保管場所は任意とするが、災害発生時や備蓄期間終了後の消費を踏まえて決定すること。

(5) 災害発生時や備蓄期間終了後の消費にあたっては、対象者（構成員、参加者等）間の公平な取扱いに努めること。あわせて、ローリングストックについて啓発するとともに、消費期限が近いことを周知すること。

※そのほか「直射日光、高温多湿を避けて、常温で保存する」など災害備蓄品に記載された取扱方法等を遵守してください。



7. 実績報告

災害備蓄品の活用を完了した自主防災組織は、完了後1ヶ月以内に災害備蓄品実績報告書（別記第4号様式）に災害・防災訓練・防災研修会等の様子がわかる写真、名簿、案内等資料を添えて市担当窓口提出してください。

【担当窓口】

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
下松市 防災危機管理課（下松市役所3階③番窓口）
TEL：45-1832 FAX：44-2459
Mail：bousai@city.kudamatsu.lg.jp